

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三章を次のように改める。

第三章 文書等の管理

（県文書等管理規則及び県文書等管理規程の準用）

第八条 文書等の管理については、広島県文書等管理規則（平成十三年広島県規則第三十一号。以下「県文書等管理規則」という。）の規定及び広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号。以下「県文書等管理規程」という。）の規定（第十四条及び第二十四条の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規則又は規程の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする

県文書等管理規則			
第一条	知事	人事委員会	
第二条第一号	知事部局	人事委員会事務局（以下「事務局」という。）	
第二条第四号	広島県行政組織規則第四条、第五条及び第十八条の課	広島県人事委員会事務局の組織に関する規則第二条の課	
第四条第一項	総務局総務課の長（以下「総務課長」という。）	合同総務課の長（以下「合同総務課長」という。）	
第七条第二項及び第十条第二項	本庁及び地方機関（以下「本庁等」という。） 総務課長	事務局	
第八条第二項	本庁にあっては総務課長	合同総務課長	
第八条第三項及び第四項、第九条並びに第十条第一項	総務課長等	合同総務課長	
第十一条	知事	人事委員会事務局長	

県文書等 管理規程									
第一条	本庁及び地方機関	人事委員会事務局（以下「事務局」という。）							
第二条第一号	本庁にあっては総務局 総務課（以下「総務課」という。）	合同総務課							
第三条	本庁及び地方機関の課長（課長が置かれない場合にはこれに相当する職にある者）	課長							
第七条	知事	人事委員会事務局長（以下「事務局長」という。）							
第九条	本庁及び地方機関（以下「本庁等」という。）	事務局							
第九条の二、第十条、第十一条、第二十六条第一項、第三十二条第二項並びに第四十九条	総務課長	合同総務課長							
第十条第四項	総務課	合同総務課							
第十五条第二項	知事（知事が不在の場合には副知事、知事及び副知事が共に不在の場合は総務局長）	事務局長							
第二十六条第二項	本庁にあっては別表第二に定める文書記号により、地方機関にあっては当該地方機関の長が定める文書記号により付けるもの	「広人委」							
第二十七条第二項	「広島県規則」、「広島県告示」及び「広島県訓令」	「広島県人事委員会規則」、「広島県人事委員会告示」及び「広島県人事委員会訓令」							
第三十九条から第四十三条まで	総務課長等	合同総務課長							

第四章中第四十一条を第九条とし、第四十二条を第十条とする。

第五章中第四十三条を第十一条とし、第四十四条を第十二条とし、第四十四条の二を第十三条とし、第四十四条の三を第十四条とし、第四十五条を第十五条とする。

第六章中第四十六条を第十六条とする。

第七章中第四十七条を第十七条とする。

別表第二中「(第四十三条関係)」を「(第十一条関係)」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までを削る。

#### 附 則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。